

令和7年度農地の参考賃借料について、次のとおり情報提供をいたします。

この情報は、貸し手・借り手農家が賃借料を設定するときの目安として提示するものです。
各自の賃借料については、圃場の形状、広さ、作業効率や水利費など地域において異なりますので、お互いで十分に話し合いのうえ決定してください。

【令和7年度 参考賃借料一覧】

農 地 区 分		参考賃借料 (10a あたり)	農業共済組合の引受基準収量 (10a あたり)	備考
田	1 級 地	12, 500円	580kg 以上の水田	
	2 級 地	9, 500円	510kg 以上 580kg 未満の水田	
	3 級 地	7, 500円	440kg 以上 510kg 未満の水田	
	4 級 地	6, 000円	440kg 未満の水田	
畑	普 通 畑	3, 000円		特殊作物を除く

(1)適用時期 この参考賃借料は令和7年度作付けより適用します。

(2)参考賃借料の算定について(土地改良賦課金)

所有者(貸し手)は土地改良工事費(償還賦課金・特別賦課金)を負担し、耕作者(借り手)は
経常経費(水利費等の維持管理賦課金・一般賦課金)を負担することで算出しています。

土地改良賦課金の支払いは、地域の実情に合わせ当事者間で十分話し合い決めてください。

(3)賃借料を変更される場合(農地中間管理機構を利用されている方)

賃借料の変更が生じた場合は農地中間管理機構へ変更協議等が必要ですので農業委員会
事務局まで連絡ください。なお、申請期間は4月～7月までとなります。

(4)交付金について

国経営所得安定対策、町生産振興助成等交付金の係わりは当事者間で十分協議してください。

農地に関することは、地元の農業委員、農地利用最適化推進委員又は、農業委員会
事務局(電話 87-0525)へご相談ください。

飯 豊 町 農 業 委 員 会